

独立行政法人防災科学技術研究所 利益相反に関する方針

平成23年9月8日

独立行政法人防災科学技術研究所

1. 目的

独立行政法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的として設立された。

国民の安全・安心を守るうえで、科学技術を適切に活用していくことは重要であり、特に過去において幾多の自然災害に見舞われてきた我が国にとって、自然災害をはじめ、様々な災害等から人々の安全を確保するため、地震、火山、津波、高波・高潮、風水害、土砂災害等に関する調査観測や予測、防災、減災に関する研究開発を推進し、国や自治体等における対策等の取り組みを促進することは極めて重要である。

このため、研究所は、他の研究機関などを含めた我が国全体の防災研究の発展に貢献するとともに、防災に関する課題の解決をより一層指向した研究開発を行うため、

- 災害予測による防災への貢献
- 災害に強い社会基盤づくりへの貢献
- 効果的な社会防災システムの実現への貢献

など、政策課題ごとに研究プロジェクトを編成し、これまで以上に分野横断的な取り組みを強めるとともに、大学や関連学協会、産業界などとの連携を図り、研究開発の効果的な推進に努めることとしている。これらの取り組みにあたっては、社会のニーズを的確に把握・反映するため、研究所内に委員会を設けるなどして、研究開発成果の社会への還元 of 取り組みを強化していくこととしている。

こうした産学官による取り組みを推進していくに当たっては、役員及び職員(以下「職員等」という。)が相手側組織から正当な利益を得る、又は相手側組織等に対し必要な範囲内で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことである。しかし、一方で、研究所と相手側組織の立場の相違から、職員等が相手側組織との関係で有する利益や責務が研究所におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性がある。したがって、研究所の社会的信頼を保持するためには、日常的に利益相反マネジメントを行う必要がある。仮に利益相反マネジメントについて適切な対応を怠れば、場合によっては研究所の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産学官連携をはじめとする異分野間連携の推進自体が阻害されるおそれがある。

このため、研究所は、これら連携の健全な推進を図るため、利益相反マネジメントの基本的な考え方、利益相反の定義及びマネジメント体制等を独立行政法人防災科学技術研究所利益相反に関する方針として定める。

2. 基本的考え方

- (1) 研究所は、職員等が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反に関する規程を整備し、利益相反マネジメントに関する体制を整備する。
- (2) 研究所は、利益相反マネジメントについて、産業界等の理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し適切に対応するものとする。

(3) 研究所における利益相反マネジメントは、必ずしもすべての産学官連携活動を制限するような対応が求められるものではなく、社会的信頼を確保する必要性がより高いと判断された場合に限り、一定の対応を行うものである。

3. 利益相反の定義

利益相反を以下のように定義する。

3-1 狭義の利益相反

職員等が産学官連携活動等に伴って研究所以外の組織から得る私的利益(実施料収入、兼業報酬等)と、研究所の利益が対立する状態。

3-2 責務相反

職員等が兼業活動等により研究所以外の組織に職務遂行責任を負っていて、研究所における職務遂行責任と、研究所以外の組織に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

3-3 広義の利益相反

発生する利害関係のマネジメントを適切に行わなければ、研究開発等の業務及び研究所の運営において公平性又は中立性が損なわれる可能性がある状態。

4. 対象者

利益相反マネジメントの対象者は、職員等とする。

5. 対象行為

利益相反マネジメントの対象とする行為は、次の場合とする。

(1) 株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び職員等の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式(何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む)を本人、配偶者もしくは一親等の同居の親族が取得する場合

(2) 営利企業への兼業

営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合

(3) 共同研究、受託研究

(4) 共同出願、技術移転

6. マネジメント体制

6-1 利益相反マネジメント委員会

研究所に、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置し、利益相反マネジメント

に係る企画、運用等について審議するものとする。

6-2 利益相反マネジメント・アドバイザー

利益相反マネジメント委員会のアドバイザー及び職員等の利益相反に関する相談役として、利益相反マネジメントに係る専門的な知識を有する外部有識者(弁護士等)による利益相反マネジメント・アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置することができる。

6-3 個人情報の保護

委員会は、利益相反マネジメントにより知り得た職員等の個人情報を保護しなければならない。

7. 利益相反マネジメントの手続き等

7-1 自己申告書の提出

職員等は、利益相反マネジメントの対象に該当する場合、委員会に自己申告書を提出するものとする。

自己申告書を提出した職員等は、該当する期間、定期的(年1回)に自己申告書を提出するものとする。

7-2 事前相談

職員等は、委員会又はアドバイザーに対し、利益相反に関する事項について相談することができる。

7-3 委員会による確認

委員会は、提出された自己申告書について、利益相反による弊害の有無を確認する。委員会は、確認結果について自己申告書を提出した職員等に通知する。

自己申告書を提出した職員等に対し、委員会が特に必要があると認めるときは、ヒアリングを実施し、利益相反による弊害の有無を確認する。委員会は、確認結果について自己申告書を提出した職員等に通知する。

また、自己申告書が提出されていない場合においても、委員会が特に必要があると認めるときは、ヒアリングを実施し、必要な手続きを行うものとする。

7-4 委員会による是正及び勧告

委員会は、ヒアリングの結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、又は今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該活動の是正、改善又は中止の勧告を行う。

また、当該自己申告書を提出した職員等に対し、勧告に係る措置に関する報告を求める。

7-5 再審査申立

職員等は、委員会の勧告に異議があるときは、委員会に対して再審査を申し立てることができる。理事長は、委員会の審議結果及び当該職員等からの申し立ての内容を踏まえ、最終判定を行い、委員会及び当該職員等に対して、最終判定に基づく措置を命ずる。

7-6 研修の実施

研究所は、職員等に対して、利益相反マネジメントの重要性の周知と利益相反への適切な対処に必要な研修を行う。